令和８年（フ）第１０３号
福島県会津若松市東山町大字石山字院内263、住民票上の住所福島県いわき市平中平窪字辰ノ口86番地
債務者　松本裕美子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第３３８号
静岡県三島市梅名326番地の１　坪内ハイツ103、前住所静岡県田方郡函南町仁田784番地の７
債務者　太田いくみ
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第２０７号
兵庫県伊丹市瑞穂町６丁目48番地３　サウンドグレースＰ２―102号
債務者　上船　晴子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第４１号
香川県観音寺市大野原町大野原437番地１、前住所愛媛県松山市中村４丁目13番14号
債務者　津嶋　亜耶（旧姓櫛部）
1　決定年月日時　令和８年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
高松地方裁判所観音寺支部

令和８年（フ）第２７６号
沖縄県中頭郡北谷町字吉原730番地１　栄口町営住宅Ｃ棟501
債務者　玉城　未稀
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第４０号
沖縄県名護市大東二丁目15番25―305号　あけぼのアパート
債務者　工藤　俊一
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
那覇地方裁判所名護支部

令和８年（フ）第９７６号
千葉県船橋市上山町２丁目389番地３　フローレンスＡ―101号
債務者　小林　　明
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１００５号
千葉市若葉区都賀３丁目５番１号　アーバンライフ都賀304号
債務者　ＷＡＮＧ　ＺＥＹＵ　王　澤宇（オウタクウ）
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１１９号
千葉市稲毛区宮野木町1847番地５　あいの木
債務者　高橋　達矢
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１２９１号
千葉市美浜区高洲３丁目４番１棟401号
債務者　北村　麻結
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３０１号
千葉県市原市八幡1156番地６　寿ハイツ104
債務者　横浜　清春
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３１４号
千葉市若葉区貝塚１丁目18番３号　Ｒｅ　Ｌｉｆｅ　貝塚
債務者　河野　良二
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３１６号
千葉県船橋市本町４丁目26番22号　ｃプリメーラ船橋206号
債務者　奥平　圭一
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３３０号
千葉県船橋市習志野台４丁目760番地14
債務者　上林　一樹
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３３１号
千葉県市原市五井西１丁目６番地２　ハイツうるま　Ｂ―103
債務者　佐久間俊一
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３４８号
千葉市花見川区幕張本郷６丁目16番９号　ベイコートＮＯ１　401号
債務者　紅田　松男
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１３６１号
千葉県市川市宮久保３丁目３番３号　（さくら本八幡ハウス）
債務者　宇梶　一仁
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係